

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 5 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(太子町税条例の一部改正)

第 2 条 太子町税条例（昭和 31 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項中「なつた者」を「なつた者」に、「なつた日から」を「なつた日から」に、「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に、「なつた日その他」を「なつた日その他」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項中「よつて」を「よつて」に改め、同項第 2 号中「同法第 2 条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条中「あつた」を「あつた」に改め、同条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。